



市 章

大津市公報

令 和 6 年 8 月 1 日
第 1 2 7 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|--------------|--|
| ○ 規 則 | |
| 54 | 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1 |
| ○ 告 示 | |
| 169 | 市道の路線の認定について…………… 2 |
| 170 | 市道の路線の廃止について…………… 3 |
| 171 | 市道の路線の変更について…………… 3 |
| 172 | 道路の区域の決定について…………… 4 |
| 173 | 道路の区域の変更について…………… 6 |
| 174 | 道路の供用の開始について…………… 6 |
| 175 | 歩行者専用道路の指定について…………… 8 |
| 189 | 住民票の消除について…………… 8 |
| 190 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 9 |
| 191 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について…………… 9 |
| 192 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出について…………… 9 |
| 193 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出について…………… 9 |
| 194 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出について…………… 10 |
| 195 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について…………… 10 |
| 196 | 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について…………… 10 |
| 197 | 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定について…………… 11 |
| 198 | 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について…………… 11 |

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第54号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第3項の表養育費保証契約促進補助金の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------------|---|
| 保育士等奨学金返還支援 事業費補助金 | 市内の保育所等に勤務する保育士等が行う奨学金の返還に必要な費用の一部を補助することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備の推進を図ること。 |
|-----------------------|---|

別表第7項の表門前町坂本まちなみ整備事業補助金の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------------|--|
| 大津市歴史的風致形成建造物修理補助金 | 歴史的風致形成建造物の所有者等が行う歴史的風致形成建造物の修理に要する経費の一部を補助し、もって地域における歴史的風致の維持及び向上を図ること。 |
|--------------------|--|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大津市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐藤 健 司

| 路 線 名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|-----------|--------------------------------------|--------|
| 市道北2570号線 | 起点 大津市堅田一丁目字又げこ 終点 大津市堅田一丁目字又げこ | |
| 市道北2571号線 | 起点 大津市堅田一丁目字又げこ 終点 大津市堅田一丁目字又げこ | |
| 市道北2572号線 | 起点 大津市堅田一丁目字下濱入 終点 大津市堅田一丁目字下濱入 | |
| 市道中0739号線 | 起点 大津市下阪本一丁目字寺田 終点 大津市下阪本一丁目字寺田 | |
| 市道中0740号線 | 起点 大津市下阪本一丁目字寺田 終点 大津市下阪本一丁目字寺田 | |
| 市道中0899号線 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| 市道中0900号線 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| 市道中1067号線 | 起点 大津市穴太一丁目字出口 終点 大津市穴太一丁目字出口 | |
| 市道中1068号線 | 起点 大津市穴太一丁目字出口 終点 大津市穴太一丁目字下飴屋 | |
| 市道中1069号線 | 起点 大津市穴太一丁目字出口 終点 大津市穴太一丁目字下飴屋 | |
| 市道中1559号線 | 起点 大津市南志賀四丁目字樋ノ口 終点 大津市南志賀四丁目字樋ノ口 | |
| 市道中1560号線 | 起点 大津市南志賀三丁目字豆田 終点 大津市南志賀三丁目字豆田 | |
| 市道中1561号線 | 起点 大津市南志賀三丁目字上浮田 終点 大津市南志賀三丁目字上浮田 | |
| 市道中1562号線 | 起点 大津市勸学一丁目 終点 大津市柳川一丁目 | |
| 市道中2540号線 | 起点 大津市三井寺町 終点 大津市三井寺町字南別所 | |
| 市道中4906号線 | 起点 大津市下阪本四丁目字的場 終点 大津市下阪本四丁目字的場 | |
| 市道中4907号線 | 起点 大津市下阪本四丁目字的場 終点 大津市下阪本四丁目字的場 | |

| | | |
|-----------|------------------------------------|--|
| 市道中4908号線 | 起点 大津市下阪本三丁目字城畔 終点 大津市下阪本三丁目字城畔 | |
| 市道中5001号線 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| 市道中5002号線 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| 市道南1136号線 | 起点 大津市富士見台字野海道 終点 大津市富士見台字野海道 | |
| 市道南1137号線 | 起点 大津市富士見台字野海道 終点 大津市富士見台字野海道 | |
| 市道東4756号線 | 起点 大津市月輪三丁目字北流 終点 大津市月輪三丁目字北流 | |
| 市道東4998号線 | 起点 大津市大萱六丁目字小葎 終点 大津市大萱六丁目字小葎 | |
| 市道東5016号線 | 起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦 | |
| 市道東5017号線 | 起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦 | |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路 線 名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|-----------|------------------------------------|--------|
| 市道中0824号線 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路 線 名 | | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|-----------|---|------------------------------------|--------|
| 市道北7137号線 | 旧 | 起点 大津市荒川字湯島 終点 大津市荒川字井笹 | |
| | 新 | 起点 大津市荒川字湯島 終点 大津市荒川字北畑 | |
| 市道中0858号線 | 旧 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| | 新 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |

| | | | |
|-----------|---|-------------------------------------|--|
| 市道中0876号線 | 旧 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| | 新 | 起点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 終点 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 | |
| 市道中1053号線 | 旧 | 起点 大津市穴太一丁目字下飴屋 終点 大津市穴太一丁目字下飴屋 | |
| | 新 | 起点 大津市穴太一丁目字出口 終点 大津市穴太一丁目字下飴屋 | |
| 市道中1513号線 | 旧 | 起点 大津市柳川一丁目 終点 大津市勸学一丁目 | |
| | 新 | 起点 大津市柳川一丁目 終点 大津市勸学一丁目 | |
| 市道中1543号線 | 旧 | 起点 大津市南志賀三丁目字上浮田 終点 大津市南志賀三丁目字豆田 | |
| | 新 | 起点 大津市南志賀三丁目字豆田 終点 大津市南志賀三丁目字上浮田 | |
| 市道南2693号線 | 旧 | 起点 大津市国分二丁目字森 終点 大津市国分二丁目字森 | |
| | 新 | 起点 大津市国分二丁目字森 終点 大津市国分二丁目字森 | |
| 市道東4704号線 | 旧 | 起点 大津市月輪三丁目字北流 終点 大津市月輪三丁目字北流 | |
| | 新 | 起点 大津市月輪三丁目字北流 終点 大津市月輪三丁目字北流 | |
| 市道東5012号線 | 旧 | 起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦 | |
| | 新 | 起点 大津市大江六丁目字水浦 終点 大津市大江六丁目字水浦 | |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-----------|---|-----------------|--------------|
| 市道北2570号線 | 大津市堅田一丁目字又げこ1063番7地先から 大津市堅田一丁目字又げこ1062番1地先まで | 6.0～12.5 | 39.5 |
| 市道北2571号線 | 大津市堅田一丁目字又げこ1067番4地先から 大津市堅田一丁目字又げこ1067番11地先まで | 6.0～11.7 | 107.0 |
| 市道北2572号線 | 大津市堅田一丁目字下濱入931番42地先から 大津市堅田一丁目字下濱入990番1地先まで | 6.0～10.5 | 109.0 |
| 市道北7137号線 | 大津市荒川字湯島690番1地先から 大津市荒川字北畑718番13地先まで | 1.8～9.0 | 688.4 |

| | | | |
|-----------|--|----------|-------|
| 市道中0739号線 | 大津市下阪本一丁目字寺田754番12地先から 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先まで | 6.0～14.0 | 44.2 |
| 市道中0740号線 | 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先から 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先まで | 2.0 | 9.7 |
| 市道中0858号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊191番10地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊177番45地先まで | 6.0～10.0 | 110.0 |
| 市道中0876号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊207番7地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊180番8地先まで | 6.0～12.0 | 195.2 |
| 市道中0899号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番18地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番32地先まで | 6.0～12.0 | 87.5 |
| 市道中0900号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番26地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番26地先まで | 6.0～12.0 | 14.0 |
| 市道中1053号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番2地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋157番6地先まで | 6.0～12.6 | 104.5 |
| 市道中1067号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番14地先から 大津市穴太一丁目字出口161番13地先まで | 6.0～12.0 | 115.6 |
| 市道中1068号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番5地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋154番20地先まで | 6.0～12.0 | 75.7 |
| 市道中1069号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番22地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋154番20地先まで | 6.0 | 58.5 |
| 市道中1330号線 | 大津市滋賀里二丁目510番47地先から 大津市滋賀里二丁目字家田501番地先まで | 2.5～6.0 | 98.0 |
| 市道中1513号線 | 大津市柳川一丁目字下河原418番3地先から 大津市勸学一丁目字上桑名町355番25地先まで | 6.0～12.0 | 323.7 |
| 市道中1543号線 | 大津市南志賀三丁目字豆田327番7地先から 大津市南志賀三丁目字上浮田293番4地先まで | 6.0～12.0 | 150.9 |
| 市道中1559号線 | 大津市南志賀四丁目字樋ノ口202番6地先から 大津市南志賀四丁目字樋ノ口202番22地先まで | 6.0～12.0 | 107.0 |
| 市道中1560号線 | 大津市南志賀三丁目字豆田327番17地先から 大津市南志賀三丁目字豆田327番19地先まで | 6.0～12.0 | 25.2 |
| 市道中1561号線 | 大津市南志賀三丁目字上浮田293番29地先から 大津市南志賀三丁目字上浮田293番35地先まで | 6.0～12.0 | 95.2 |
| 市道中1562号線 | 大津市勸学一丁目字下河原359番8地先から 大津市柳川一丁目字滝ヶ鼻408番56地先まで | 6.0～12.0 | 89.5 |
| 市道中2540号線 | 大津市三井寺町52番6地先から 大津市三井寺町字南別所73番地先まで | 5.0 | 47.3 |
| 市道中4906号線 | 大津市下阪本四丁目字的場2218番7地先から 大津市下阪本四丁目字的場2218番14地先まで | 6.0～12.0 | 47.4 |
| 市道中4907号線 | 大津市下阪本四丁目字的場2218番地先から 大津市下阪本四丁目字的場2218番20地先まで | 2.0 | 22.8 |
| 市道中4908号線 | 大津市下阪本三丁目字城畔2013番17地先から 大津市下阪本三丁目字城畔2013番16地先まで | 6.0～12.0 | 113.2 |
| 市道中5001号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番21地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番22地先まで | 6.0～12.0 | 17.8 |
| 市道中5002号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊208番13地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊207番19地先まで | 6.0～9.0 | 59.6 |

| | | | |
|-----------|---|----------|-------|
| 市道南1136号線 | 大津市富士見台字野海道823番12地先から 大津市富士見台字野海道823番13地先まで | 6.0～12.0 | 18.7 |
| 市道南1137号線 | 大津市富士見台字野海道823番17地先から 大津市富士見台字野海道823番18地先まで | 6.0～12.0 | 15.9 |
| 市道南2693号線 | 大津市国分二丁目字森733番14地先から 大津市国分二丁目字森730番14地先まで | 6.0～12.0 | 142.5 |
| 市道東4704号線 | 大津市月輪三丁目字北流271番地先から 大津市月輪三丁目字北流276番11地先まで | 4.6～12.0 | 153.8 |
| 市道東4756号線 | 大津市月輪三丁目字北流276番10地先から 大津市月輪三丁目字北流276番10地先まで | 2.0 | 20.6 |
| 市道東4998号線 | 大津市大萱六丁目字小葭2972番28地先から 大津市大萱六丁目字小葭2973番3地先まで | 6.0～12.0 | 33.5 |
| 市道東5012号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番9地先から 大津市大江六丁目字水浦309番3地先まで | 6.0～12.0 | 182.0 |
| 市道東5016号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番56地先から 大津市大江六丁目字水浦306番64地先まで | 6.0～12.0 | 77.9 |
| 市道東5017号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番1地先から 大津市大江六丁目字水浦306番47地先まで | 6.0～12.0 | 83.4 |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐藤 健 司

| 路線名 | 区 間 | 変更の 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-----------|--|-------------|-----------------|--------------|
| 市道幹1033号線 | 大津市長等一丁目155番2地先から 大津市長等一丁目字真町69番4地先まで | 変更前 | 16.0～38.5 | 54.0 |
| | | 変更後 | 16.0～35.0 | |
| 市道幹1109号線 | 大津市荒川字北畑717番6地先から 大津市荒川字高砂4番5地先まで | 変更前 | 5.0～8.6 | 72.3 |
| | | 変更後 | 5.0～8.6 | |
| 市道中0876号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊208番13地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊208番14地先まで | 変更前 | 6.0～12.0 | 5.0 |
| | | 変更後 | 6.0～9.0 | |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年7月16日から同年8月6日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月16日

大津市長 佐藤 健 司

| 路線名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-----------|--|-----------|
| 市道北2570号線 | 大津市堅田一丁目字又げこ1063番7地先から 大津市堅田一丁目字又げこ1062番1地先まで | 令和6年7月16日 |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 市道北2571号線 | 大津市堅田一丁目字又げこ1067番4地先から 大津市堅田一丁目字又げこ1067番11地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道北2572号線 | 大津市堅田一丁目字下濱入931番42地先から 大津市堅田一丁目字下濱入990番1地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道北7137号線 | 大津市荒川字湯島690番1地先から 大津市荒川字北畑718番13地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0739号線 | 大津市下阪本一丁目字寺田754番12地先から 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0740号線 | 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先から 大津市下阪本一丁目字寺田754番8地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0858号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊191番10地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊177番45地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0876号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊207番7地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊180番8地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0899号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番18地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番32地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中0900号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番26地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番26地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1053号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番2地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋157番6地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1067号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番14地先から 大津市穴太一丁目字出口161番13地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1068号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番5地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋154番20地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1069号線 | 大津市穴太一丁目字出口161番22地先から 大津市穴太一丁目字下飴屋154番20地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1330号線 | 大津市滋賀里二丁目510番47地先から 大津市滋賀里二丁目字家田501番地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1513号線 | 大津市柳川一丁目字下河原418番3地先から 大津市勸学一丁目字上桑名町355番25地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1543号線 | 大津市南志賀三丁目字豆田327番7地先から 大津市南志賀三丁目字上浮田293番4地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1559号線 | 大津市南志賀四丁目字樋ノ口202番6地先から 大津市南志賀四丁目字樋ノ口202番22地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1560号線 | 大津市南志賀三丁目字豆田327番17地先から 大津市南志賀三丁目字豆田327番19地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1561号線 | 大津市南志賀三丁目字上浮田293番29地先から 大津市南志賀三丁目字上浮田293番35地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中1562号線 | 大津市勸学一丁目字下河原359番8地先から 大津市柳川一丁目字滝ヶ鼻408番56地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中2540号線 | 大津市三井寺町52番6地先から 大津市三井寺町字南別所73番地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中4906号線 | 大津市下阪本四丁目字的場2218番7地先から 大津市下阪本四丁目字的場2218番14地先まで | 令和6年7月16日 |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 市道中4907号線 | 大津市下阪本四丁目字的場2218番地先から 大津市下阪本四丁目字的場2218番20地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中4908号線 | 大津市下阪本三丁目字城畔2013番17地先から 大津市下阪本三丁目字城畔2013番16地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中5001号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番21地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊186番22地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道中5002号線 | 大津市坂本二丁目字廊ノ坊208番13地先から 大津市坂本二丁目字廊ノ坊207番19地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道南1136号線 | 大津市富士見台字野海道823番12地先から 大津市富士見台字野海道823番13地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道南1137号線 | 大津市富士見台字野海道823番17地先から 大津市富士見台字野海道823番18地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道南2693号線 | 大津市国分二丁目字森733番14地先から 大津市国分二丁目字森730番14地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東4704号線 | 大津市月輪三丁目字北流271番地先から 大津市月輪三丁目字北流276番11地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東4756号線 | 大津市月輪三丁目字北流276番10地先から 大津市月輪三丁目字北流276番10地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東4998号線 | 大津市大萱六丁目字小葎2972番28地先から 大津市大萱六丁目字小葎2973番3地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東5012号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番9地先から 大津市大江六丁目字水浦309番3地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東5016号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番56地先から 大津市大江六丁目字水浦306番64地先まで | 令和6年7月16日 |
| 市道東5017号線 | 大津市大江六丁目字水浦306番1地先から 大津市大江六丁目字水浦306番47地先まで | 令和6年7月16日 |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のように専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する。

令和6年7月16日

大津市長 佐 藤 健 司

| 路線名 | 指定年月日 |
|-----------|-----------|
| 市道中0740号線 | 令和6年7月16日 |
| 市道中4907号線 | 令和6年7月16日 |
| 市道東4756号線 | 令和6年7月16日 |

(令和6年7月16日揭示済)

大津市告示第189号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除した。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 住 所 | 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 消除年月日 |
|-------------|-------|------------|----|-----------|
| 大津市御幸町3番20号 | 苗村 修 | 昭和41年1月31日 | 男 | 令和6年6月17日 |
| 大津市南小松69番地 | 小村 守治 | 昭和12年7月4日 | 男 | 令和6年6月28日 |

大津市告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指 定 年月日 | 事業所番号 |
|----------------------|-----------------------------|-------------------|------------------|-------------|--------------|------------|
| 訪問介護 R A N O K 大津 | 大津市勸学一丁目5番18号 メゾンヤマギワ103 | 株式会社 R A N O K | 大阪市西区北堀江1丁目1番18号 | 居宅介護 | 令和6年 8月1日 | 2510102722 |

大津市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 設置者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃 止 年月日 | 事業所番号 |
|--------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|
| 瑞穂 | 大津市中庄二丁目2番11号 | 社会福祉法人美輪湖の家大津 | 大津市中庄二丁目2番11号 | 就労移行支援 | 令和6年 6月30日 | 2510101104 |

大津市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 医療の種類 | 廃止年月日 |
|----------|----------------|------------|-------|-----------|
| アピス薬局大津店 | 大津市札の辻4番6号 | 育成医療及び更生医療 | 薬局 | 令和6年5月31日 |
| メロディ薬局 | 大津市大萱一丁目16番23号 | 育成医療及び更生医療 | 薬局 | 令和6年5月31日 |

大津市告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開 設 者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変 更 年月日 |
|--------|---------|-------|------------|---------|------------|
|--------|---------|-------|------------|---------|------------|

| | | | | | |
|-------------|--|-----------|-------------------------------|--------------|----------|
| アーネストケアサービス | (変更前) 大津市松が丘六丁目6番1号ルミエス松が丘有料老人ホーム2階 | アーネスト株式会社 | (変更前) 大津市大萱一丁目5番28号クラブビル3階 | 訪問介護・第1号訪問事業 | 令和6年4月1日 |
| | (変更後) 大津市松が丘七丁目12番1号 | | (変更後) 大津市大將軍一丁目4番19号 | | |

大津市告示第194号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|-------------|--|-----------|-------------------------------|--------------|----------|
| アーネストケアサービス | (変更前) 大津市松が丘六丁目6番1号ルミエス松が丘有料老人ホーム2階 | アーネスト株式会社 | (変更前) 大津市大萱一丁目5番28号クラブビル3階 | 訪問介護・第1号訪問事業 | 令和6年4月1日 |
| | (変更後) 大津市松が丘七丁目12番1号 | | (変更後) 大津市大將軍一丁目4番19号 | | |

大津市告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 | 介護保険事業所番号 |
|---------------------|-------------------------|------------------------------|-----------------|----------|------------|
| 訪問看護ステーションフレンドリー大津 | 大津市柳川一丁目2番18号ハイツ柳川101号室 | 株式会社RANOK 代表取締役 福島 直哉 | 訪問看護 | 令和6年7月1日 | 2560190783 |
| アサヒサンクリーン福祉用具センター滋賀 | 大津市唐橋町8番8号 | アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役 浅井 孝行 | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 | 令和6年7月1日 | 2570106340 |

大津市告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 介護保険事業所番号 | 廃止年月日 |
|--------|---------|----------------|---------|-----------|-------|
|--------|---------|----------------|---------|-----------|-------|

| | | | | | |
|---------------|---------------|-------------------------|--------|------------|-----------|
| ケアプランセンターやすらぎ | 大津市仰木の里東四丁目5番 | 株式会社やすらぎ 代表取締役 多鹿 輝光 | 居宅介護支援 | 2570105110 | 令和6年7月31日 |
|---------------|---------------|-------------------------|--------|------------|-----------|

大津市告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 施設の名称 | 施設の所在地 | 申請者の名称及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指 定 年月日 | 介 護 保 険 事業所番号 |
|--------------|----------------|--------------------------|----------|------------|------------------|
| 特別養護老人ホームなつめ | 大津市一里山七丁目17番2号 | 社会福祉法人近江笑生会 理事長 加藤 卓司 | 介護老人福祉施設 | 令和6年7月1日 | 2570106357 |

大津市告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指 定 年月日 | 介 護 保 険 事業所番号 |
|---------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|------------|------------------|
| 訪問看護ステーションフレンドリー大津 | 大津市柳川一丁目2番18号ハイツ柳川101号室 | 株式会社RANOK 代表取締役 福島 直哉 | 介護予防訪問看護 | 令和6年7月1日 | 2560190783 |
| アサヒサンクリーン福祉用具センター滋賀 | 大津市唐橋町8番8号 | アサヒサンクリーン株式会社 代表取締役 浅井 孝行 | 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 令和6年7月1日 | 2570106340 |

正 誤

令和6年7月16日付け第126号

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|----|---------|-------------|------------|
| 11 | 下から11行目 | 午後4時30分までに、 | 午後4時30分まで、 |
| | | 午後4時まで、 | 午後4時まで、 |